

建設工事における技術者等の配置について

南 丹 市

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業）：一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外）：一級国家資格者、指導監督的実務経験者（年数規定有）

◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（当該営業所が、南丹市内にあること。）
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元

請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

(5) 特定専門工事における主任技術者（建設業法第26条の3）

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととすることが可能です。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が4,000万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第26条の3第1項、第2項、令第30条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し1年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となります（法第26条の3第6項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下

や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければなりません。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要があります。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

(1) 主任技術者または監理技術者

請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に設置される監理技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。ただし、入札公告等で工事現場における主任技術者又は監理技術者の専任を資格要件としている場合であっても、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、主任技術者又は監理技術者を非専任で配置することができます。

(2) 特定専門工事における元請等の主任技術者

特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求められています（法第26条の3第1項、第2項、第6項）。

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の22業種)			
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
営業者に必要な技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1 4,500万円以上は契約できない ※1	
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円(※2)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	
監理技術者講習受講の必要性							

※1 建築一式工事の場合:7,000万円

※2 建築一式工事の場合:8,000万円

(3) 工事現場への専任を要しない期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、契約工期中であっても、次に掲げる期間は、工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も発注者と建設業者との間で、その期間が書面により明確となっていることが必要であり、当該期間中は監理技術者等を非専任で配置する必要があります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、イの場合に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における非常時の対応方法等について発注者の承諾を得る必要があります。

(4) 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。（金額要件以外で、工事の特性から入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負金額等にかかわらず技術者を専任で配置することが必要です。）

(5) 特例監理技術者等について

監理技術者を専任で配置しなければならない工事において、監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で配置することにより、本来専任配置が求められる監理技術者を、特例監理技術者として2つの工事現場に配置することが可能です。なお、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得る必要があります。

ア 特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書）

特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められます。

イ 監理技術者補佐（建設業法施行令第28条）

監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下その職務を補佐し、特例監理技

術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。また監理技術者補佐は、監理技術者が職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有するものとされており具体的には以下のいずれかの者となります。

- ・ 建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

南丹市では、工事請負契約書及び共通仕様書により、現場代理人について、以下の条件を規定しています。

(1) 現場代理人の工事現場常駐義務

南丹市の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、**工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う**ほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(2) 現場代理人に受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

京都府土木工事共通仕様書（案）1-1-1-11（南丹市は準用しています）

受注者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、**受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者**から選任し、配置しなければならない。

「工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。なお、委託契約書に基づく草刈り等の業務委託においても、同様に現場代理人を配置しなければなりません。

(3) 工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる場合

南丹市の工事請負契約書第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、**現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合**には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

南丹市の工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」は、以下の条件のいずれかを満足する場合に限ります。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

ただし、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の、現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

(4) 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事（以下「兼任」という。）することを発注者が認める場合

ア (3)アからエに規定する場合

イ 一件の入札で複数の契約をする工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）

ウ 発注済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）

エ 兼任する工事が技術者非専任工事の場合は、以下の全てを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。

(ア) 兼任する工事が、南丹市管内であること。

(イ) 兼任する工事が2件までであること。

(ウ) 兼任する工事の当初請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）未満であること。

(エ) 南丹市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、南丹市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

(オ) 兼任する南丹市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。

(カ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

オ 兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事の場合は、以下の全てを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。

(ア) 兼任する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で工事相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

(イ) 兼任する工事が2件までであること。

(ウ) 南丹市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、南丹市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

(エ) 兼任する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。

(オ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

連絡員及び連絡体制は、工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

なお、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。

5 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び
監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、**入札の申込みのあった日以前に
3ヶ月以上の雇用関係**があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札＝入札参加資格確認申請日

指名競争入札＝入札の執行日

随意契約＝見積書の提出日

6 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術者を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。（当該工事に対応する許可業種に係る資格が必要です。）また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

第2 低価格受注工事と補助技術者

低入札調査基準価格を下回った価格で入札し、契約を行う工事では、請負者は通常配置する監理技術者等に加え、同等の資格を有し、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を**専任で1名追加配置**しなければなりません。追加で求める技術者（補助技術者）の配置については以下の点に留意してください。

（注意事項）

- ・補助技術者は営業所専任技術者及び現場代理人と兼任することはできません。
- ・補助技術者は南丹市の実績としては担当技術者の扱いとなります。また、共通仕様書で登録を義務付けている実績情報システム（CORINS）には必ず担当技術者として登録してください。
- ・監理技術者等に工事实績等を求めている場合においては、補助技術者にも同様の工事实績等が必要です。
- ・特定建設工事共同企業体を受注した工事の場合、補助技術者は各構成員がそれぞれ専任で1名追加配置する必要があります。

第3 一般競争入札における配置予定技術者

1 配置予定技術者調書に記載する技術者の要件について

一般競争入札のうち、技術者の専任を要する工事（請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事又は入札公告等で工事現場に技術者の専任を求める）では、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者調書の提出を求めています。工事契約時点で、配置予定技術者調書に記載された技術者を確実に配置できることが必要です。配置予定技術者調書に記載する技術者については、以下の点に留意しなければなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上の雇用関係)があり、契約期間中、工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 工事契約時点で、監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円(建築一式7,000万円)未満の場合は主任技術者)を確実に配置できること。
(1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることができる。また、入札書提出期限(ただし、入札書を提出する場合は入札書提出時)までは、どの時点でも入札辞退できるが、入札書提出後は、入札辞退を認めない。入札書提出から落札決定までの期間が重なる複数の工事に重複申請する場合、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札書提出期限までに入札を辞退すること。)
- (3) 入札公告で複数の配置予定技術者の申請を認めている場合は、複数の候補者を配置予定技術者調書に記入することができるが、その場合は、すべての候補者が要件を満足すること。
(要件を満たす2名の技術者を確保できる場合、2件の工事に当該2名の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請し、入札書提出から落札決定までの期間が重なる2件の工事に入札書提出を認める。
なお、配置予定技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できない。)
- (4) 入札参加資格確認申請時点で、他工事に配置している技術者を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に現在配置している工事が完成し、検査が終了(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)している場合、又は、下記第4で示す途中交代が認められることが証明される場合に限り、配置可能な技術者として認める。
(工事契約時に、現在配置されている工事が完了していることの確認は、CORINSに登録されている技術者の従事期間によることを原則とするが、従事期間の末日よりも前に工事が完了することを証明する必要がある場合は、入札参加確認申請時に工事完成届の写しを提出すること。)
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料(以下「確認資料」という。)が提出できること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、南丹市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (7) 営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所専任技術者の候補者の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面(書式は任意)で提出すること。
- (8) 南丹市議会の議決を必要とする工事については、前各号中「工事契約時」とあるのは「本契約時」のことをいう。

2 配置予定技術者の確認資料

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者（「特例監理技術者」含む）

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
- (イ) 監理技術者講習（登録講習）修了証の写し ※（ア）の裏面に、講習修了履歴の記載がある場合は不要。

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）
- (イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

ウ 監理技術者補佐

次のいずれかの資料を提出してください。

- (ア) 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者（①及び②の両方）
 - ①主任技術者要件を満たすことが確認できる資料（イの（ア）または（イ））
 - ②一級技士補の資格証明書の写し
- (イ) 監理技術者要件を満たす者
 - ①監理技術者資格者証が交付されている場合
 - ・監理技術者資格者証（表のみ）の写し
 - ②監理技術者資格者証が交付されていない場合
 - ・実務経験者（指定建設業は不可）
（実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書、卒業証明書の写し）
 - ・国土交通大臣認定証の写し

(2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）
- (イ) 健康保険被保険者証
- (ウ) 住民税特別徴収税額（変更）通知書
- (エ) 雇用保険者証

第4 現場配置技術者の変更

1 監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日）の趣旨に基づき、監理技術者等の変更は、原則として認めません。また、補助技術者における取扱いについても同様とします。

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日）

(4) 監理技術者等の途中交代

・建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。

・なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

・また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 工事現場の専任義務を要する工事

請負金額が4,000万円（建築一式は8,000万円）以上の工事又は入札公告等で、施工時に工事現場における監理技術者等の専任配置を要件としている工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからクのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

受注者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要。）

イ 病気等

受注者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

ウ 退職

受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提示が必要。）

エ 転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要。）

オ 出産、育児、介護

受注者から、「出産、育児、介護のため、該当監理技術者等本人が現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要）

カ 発注者の責による工期延期^(※1)：大幅な工期延期^(※2)の場合は認める。

キ 現場条件による工期延期^(※3)：同上

ク 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、工事請負契約書第48条第1項（2）に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を越える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事

請負金額が4,000万円（建築一式8,000万円）未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、受注者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱いとします。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等（公募条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

★重複配置期間の基準

- | | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| (ア) | トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上 | ： 1ヶ月 |
| (イ) | (ア)以外で工事の残工期が6ヶ月以上 | ： 1週間 |
| (ウ) | (ア)、(イ)以外 | ： 1日 |

第5 その他

本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定している「監理技術者制度運用マニュアル」等を参考にするなどし、適切に運用すること。